

神奈川県周産期医療協議会ワーキンググループ設置要綱

(設 置)

第1条 神奈川県内の周産期医療体制の推進計画である「神奈川県保健医療計画（周産期医療）」について、策定及びその定期的な見直しに向けた調査、分析及び評価を検討するため、神奈川県周産期医療協議会の専門部会として、神奈川県周産期医療協議会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ワーキンググループは、次の事項について協議する。

- (1) 神奈川県保健医療計画(周産期医療)の策定及びその定期的な見直しに向けた調査、分析、及び評価に関する事項
- (2) その他、前号に関連して神奈川県周産期医療協議会から諮問された事項

(委 員)

第3条 ワーキンググループは、委員10名以内で構成する。

2 委員は、地域の中核となる総合周産期母子医療センター等の医療従事者のうち特に行政計画の策定に知見を有する者、協議を行うにあたり委員に含めることが適当である者とし、神奈川県周産期医療協議会の意見を踏まえて神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課長が選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任はこれを妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 ワーキンググループは、会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(会 議)

第5条 ワーキンググループの会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、第2条に定める事項について必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な軽微な事項は、会長がワーキンググループに諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月8日から施行する。